

# 宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について

令和2年2月13日

## 日頃の管理

- 新型コロナウイルス感染症に関する情報収集に努める。
- 緊急の場合に宿泊者等が受診するための医療機関を把握しておく。
- 宿泊者名簿は正確に記載してもらう。
- 宿泊者の健康管理に積極的に協力する（体温計の貸出しなど）。
- 従業員の健康管理や施設の衛生管理を徹底すること。（アルコール消毒液の設置など。）

## 新型コロナウイルスへの感染が疑われる宿泊者が発生した場合

### ○宿泊者等に関する事項

- 感染が疑われる宿泊者の同意を得た上で、速やかに保健所等へ連絡し、その指示に従う。
- 感染が疑われる宿泊者に対し、感染拡大の予防の必要性を十分説明の上、他の宿泊者と接触しないよう個室での待機を依頼する。
- 同室者がいれば他室等への移動と待機を依頼する。
- 飛沫の飛散を防止するため、感染が疑われる宿泊者及び同室者には、マスク着用を求める。

### ○宿泊施設に関する事項

- 感染が疑われる宿泊者に対応する従業員の数を極力制限し、原則として、部門長などの責任者が対応する。
- 感染が疑われる宿泊者に接触する場合は、マスク及び使い捨て手袋を着用する。
- 接触後は、手洗い及びうがいを確実にを行う。
- 使用後のマスク及び手袋はビニール袋で密閉し、焼却する等適正な方法で廃棄する。
- 保健所から求めがあった場合は、保健所が行う、宿泊者名簿による当該宿泊者の宿泊期間中における接触者の状況等の調査に協力する。
- 施設の消毒は、保健所の指示に従う。

## 感染が疑われる宿泊者に接触対応した場合等の従業員の対応

- 下記の場合は、保健所等に連絡させ、その指示に従わせる
  - ① 従業員本人又は家族に新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状があった場合
  - ② 感染が疑われる宿泊者に接触した可能性があり、体調に異変が生じた場合

## 参考

### ・ 国、都の電話相談窓口

○厚生労働省電話相談窓口（コールセンター）

電話 03-3595-2285

受付 9:00~21:00（土日、休日含む）

○東京都新型コロナウイルス関連肺炎に係る電話相談窓口

（一般相談）

電話 03-5320-4509

受付 9:00~21:00（土日、休日含む）

○東京都帰国者・接触者電話相談センター

（発熱や呼吸器症状があり、中国湖北省への渡航歴や患者との接触歴がある方）

電話 03-5320-4592

受付 17:00~翌9:00（平日）

土日祝日は終日受付

### ・ 中野区の電話相談窓口（保健予防課）

○東京都新型コロナウイルス関連肺炎に係る電話相談窓口

○中野区 新型コロナウイルス感染症 帰国者接触者電話相談センター

電話 03-3382-6532

受付 9:00~17:00（平日のみ）

新型コロナウイルスについての情報を掲載していますので、ご利用ください。

【新型コロナウイルス関連肺炎について（中野区ホームページ）】

